

平成 30 年 7 月 6 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「きた北海道広域観光周遊ルート滞在プラン開発事業」  
委託業務に係る事業提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度「きた北海道広域観光周遊ルート滞在プラン開発事業」

2. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ「日本のてっぺん。きた北海道ルート」（申請者：「きた北海道広域観光周遊ルート推進協議会」）が平成 28 年 6 月に国土交通大臣認定された。

その事業対象地域である 5（総合）振興局内（石狩、空知、上川、宗谷、留萌）ではこれまで、これらの地域に外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源を磨き上げ、魅力を発信するための各種取組を進め、各地域が主体となり商品開発を企画する取組も着手を開始した。しかし、きた北海道地域を対象とした旅行商品が充実し、広く販売するに至るまでにはまだ時間がかかる状況である。

このため、旅行商品造成・販売の専門家である旅行関係者の視点から、メインターゲットである F I T 層に訴求力のある滞在プランを企画・開発し、今後のプロモーションに取り組んで行く必要がある。

そこで、本事業ではきた北海道の魅力を体現した滞在プランを企画・開発することで、今後きた北海道の魅力を海外へ発信していくための旅行商品のラインアップを充実させることにより、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 実施期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：平成 30 年 7 月 12 日（木） 15:00～16:00

会場：公社 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成 30 年 7 月 11 日（水）正午までに、メール  
或いは FAX にてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部  
観光開発支援グループ 小笠原  
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064  
E-Mail：y\_ogasawara@visithkd.or.jp

**FAX 回答用紙**

平成 30 年 7 月 11 日 (水) 正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : y\_ogasawara@visithkd.or.jp

北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 小笠原 宛

平成 30 年度「きた北海道広域観光周遊ルート滞在プラン開発事業」委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

## 1. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ「日本のでっぺん。きた北海道ルート」（申請者：「きた北海道広域観光周遊ルート推進協議会」）が平成 28 年 6 月に国土交通大臣認定された。

その事業対象地域である 5（総合）振興局内（石狩、空知、上川、宗谷、留萌）ではこれまで、これらの地域に外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源を磨き上げ、魅力を発信するための各種取組を進め、各地域が主体となり商品開発を企画する取組も着手を開始した。しかし、きた北海道地域を対象とした旅行商品が充実し、広く販売するに至るまでにはまだ時間がかかる状況である。

このため、旅行商品造成・販売の専門家である旅行関係者の視点から、メインターゲットである F I T 層に訴求力のある滞在プランを企画・開発し、今後のプロモーションに取り組んで行く必要がある。

そこで、本事業ではきた北海道の魅力を体現した滞在プランを企画・開発することで、今後きた北海道の魅力を海外へ発信していくための旅行商品のラインアップを充実させることにより、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

## 2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「日本のでっぺん。きた北海道ルート」形成促進地域  
（石狩、空知、上川（南部を除く）、留萌、宗谷の 5 振興局地域内）  
※上川南部…上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村

## 3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 4. 事業提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で 1 者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、または特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
  - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
  - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条

第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

### (1) 委託期間

契約締結日～平成31年3月8日

### (2) 業務スケジュール

7月6日(金)	事業提案募集の公示・事業提案指示書、資料の配布開始
7月12日(木) 15:00～	事業提案説明会
7月19日(木) 12:00	事業提案参加表明締切
7月27日(金) 12:00	事業提案書の提出期限
8月上旬	事業提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
3月8日(金)	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

## 7. 参加表明

事業提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、事業提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成30年7月19日(木) 12:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 観光開発支援グループ(担当：小笠原)

TEL 011-231-2900 Email: y\_ogasawara@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと(様式は任意、メール本文で可)。

## 8. 委託業務内容

### (1) きた北海道の魅力 را 体現した滞在モデルプランの企画・開発

きた北海道の魅力 را 海外へ発信するため、基本のモデルコースに加え、外国人観光客に訴求力の高いアクティビティ等を考慮した、現実的に外国人観光客が周遊しやすい滞在プランを企画・開発すること。

なお、企画・開発にあたっては、公的機関等が実施した調査結果や受託者の知見等を活かし、ターゲットのニーズにあつたものとするこた。

① ターゲット層：台湾、香港、タイ

② 企画・開発に関する条件

- ・企画・開発するプランは20本以上とし、夏秋期を想定した商品とすること。なお、夏秋期商品の20本以外に冬期商品の追加提案についても受け付ける。
- ・企画・開発するプランの泊数は3泊程度とする。
- ・観光機構及び北海道運輸局が実施した「広域周遊ルート形成促進事業」等により発掘・磨き上げを行ったコンテンツ等も参考としたうえで企画・開発を行うこと。

実施時期：8月から12月

## (2) 地域ヒアリング、現地旅行会社 FAM トリップの実施

### ① 地域ヒアリングの実施

滞在プランの企画・開発にあたり、受注者の知見を活かして企画した案を提示した上で、地域関係者（関係自治体、観光協会、観光関連事業者等）と意見交換を行い、販売開始後における滞在プランへの特典付与等、地域の協力を取り付けるよう努めること。

- ・実施時期：8月から9月

### ② 現地旅行会社 FAM トリップの実施

滞在プランの企画・開発にあたり、海外旅行会社の視点を取り入れ、次年度以降の海外での販売を強化する目的の FAM トリップを実施する。受入メニューの体験などを通し、商品化の可能性等の検証や意見交換などを行う。

- ・FAM トリップの招請対象は台湾、香港、タイとし、グループ分け等を行い合理的に実施すること。
- ・FAM トリップは各市場1名以上の招請で1回以上の実施とする。
- ・実施時期：企画・開発する滞在プランに合わせ、夏秋期に実施すること。

## (3) メディア招請の実施

- ・対象市場のメディアや影響力のあるブロッガーなどを招請し、旅行者の目線から本事業で造成するプランの対象地域の魅力を記事掲載等で紹介してもらう。
- ・対象市場は台湾、香港、タイとし、グループ分け等を行い合理的に実施すること。
- ・各市場1名以上の招請で1回以上の実施とする。
- ・実施時期：メディア招請は企画・開発する滞在プランに合わせ、夏秋期に実施すること。

対象地域での記事掲載については、旅行者が旅行先を検討するタイミング等を考慮し、適切な時期を選定して実施すること。

- ・情報発信目標：メディア閲覧数（発行部数+記事閲覧数） 9,000 以上

## (4) 情報発信

### ① Web 広告による情報発信

当事業において開発する滞在プランは事業内での販売は行わないが、次年度以降の販売を促進するため、Web 広告による情報発信を実施すること。

(3)において招請するメディアやブロッガーとタイアップするとともに、対象市場において Web 広告を行うなど、本滞在プランの情報発信を図ること。

なお、Web 広告等の展開にあたっては、対象市場に対し最も有効と考えられる方法を提案し、実施すること。

- ・対象市場：台湾、香港、タイ
- ・実施時期：旅行者が旅行先を検討するタイミング等を考慮し実施すること。
- ・目 標：WEB 広告媒体接触者数 150,000 人以上

### ② プロモーションツールの制作

本事業で企画・開発する滞在プランについては、次年度以降、セールスコールにより海外の旅行会社に商品造成を依頼すること等に活用できるよう、プロモーションツールを制作すること。

また、制作するプロモーションツールは協議会公式ウェブサイト（The Top of Japan Northern Hokkaido）に掲載し、海外の旅行会社等が活用できるようにすること。別途電子ファイル（パワーポイント等）で納品すること。

なお、公式ウェブサイトへの掲載にあたっては観光機構と必要な調整を行ったうえで実施すること。

・対象サイト：公式WEBサイト (<http://www.northern-hokkaido.com/ja/>)

・対応言語：英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語

(5) 企画・開発した滞在プランの販売・活用方法の提案

・本事業で企画・開発する滞在プランについて、次年度以降の販売目標や販売計画、効果的な販売手法などを提案すること。

(6) 事業実施報告書の提出

・事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

9. 予算上限額

19,266千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 事業提案書及び見積り依頼内容

事業提案書作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について事業提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 事業提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。

(2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。

(3) 企画提案書の冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。

(4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。

(5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 事業提案書の提出

(1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：小笠原）

TEL 011-231-2900 Email: y\_ogasawara@visithkd.or.jp

(3) 提出期限 平成 30 年 7 月 27 日 (金) 12:00

(4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

### 13. 事業提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4 者以上の審査対象者がいる場合は、予め書面審査を行い、上位 3 者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

### 14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性  
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

### 15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、事業提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が平成 30 年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上